

安全データシート

製品名 **エタノール溶液**

作成日 2011年 1月 19日

改訂日 2021年 10月 1日
(確認日)

1. 化学名及び会社情報

化学品の名称 : エタノール溶液
SDS No. : GHS-0057
会社名 : 京都電子工業株式会社
住所 : 京都市南区吉祥院新田二の段町 68
担当部門 : 品質保証部
電話番号 : 075-691-4121
FAX 番号 : 075-691-4127
緊急時の連絡電話番号 : 075-691-4125

2. 危険有害性の要約

GHS 分類 :

物理化学的危険性

爆発物 : 分類できない

可燃性又は引火性ガス : 分類対象外
(化学的に不安定なガスを含む)

エアゾール : 分類対象外

支燃性又は酸化性ガス : 分類対象外

高压ガス : 分類対象外

引火性液体 : 区分 2

可燃性固体 : 分類対象外

自己反応性化学品 : 分類できない

自然発火性液体 : 分類できない

自然発火性固体 : 分類対象外

自己発熱性化学品 : 分類できない

水反応可燃性化学品 : 分類できない

酸化性液体 : 分類できない

酸化性固体 : 分類対象外

有機過酸化物 : 分類できない

金属腐食性化学品 : 分類できない

純正化爆発物	: 分類できない
健康に対する有害性	
急性毒性 経口	: 区分外
急性毒性 経皮	: 区分外
急性毒性 吸入（気体）	: 分類対象外
急性毒性 吸入（蒸気）	: 区分外
急性毒性 吸入（粉じん又はミスト）	: 分類できない
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 区分外
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 区分 2B
呼吸器感作性	: 分類できない
皮膚感作性	: 分類できない
生殖細胞変異原性	: 分類できない
発がん性	: 区分 1A
生殖毒性	: 区分 1A
生殖毒性・授乳影響	: 分類できない
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	: 区分 3（気道刺激性）
	: 区分 3（麻酔作用）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	: 区分 2（中枢神経系）
	: 区分 1（肝臓）
誤えん有害性	: 分類できない
環境に対する有害性	
水生環境有害性（急性）	: 区分外
水生環境有害性（長期間）	: 区分外
オゾン層への有害性	: 分類できない

GHS ラベル要素

絵表示又はシンボル：



※)

注意喚起語：

・ 危険

危険有害性情報：

- ・ H225：引火性の高い液体
- ・ H320：眼刺激
- ・ H335：呼吸器への刺激のおそれ※)
- ・ H336：眠気又はめまいのおそれ※)
- ・ H350：発がんのおそれ
- ・ H360：生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
- ・ H372：長期にわたる又は反復ばく露による肝臓の障害
- ・ H373：長期にわたる又は反復ばく露による中枢神経系の障害のおそれ

注意書き:

- 安全対策 :
- ・ P201 : 使用前に取扱説明書の入手すること。
 - ・ P202 : 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
 - ・ P210 : 熱／火花／裸火／高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。
 - ・ P233 : 容器を密閉しておくこと。
 - ・ P240 : 容器を接地すること／アースをとること。
 - ・ P241 : 防爆型の【電気機器／換気装置／照明装置】を使用すること。
 - ・ P242 : 火花を発生させない工具を使用すること。
 - ・ P243 : 静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 - ・ P260 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
 - ・ P261 : 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。※)
 - ・ P264 : 取扱い後は手をよく洗うこと。
 - ・ P270 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
 - ・ P271 : 屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。※)
 - ・ P280 : 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。
- 応急措置 :
- ・ P303+P361+P353 : 皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。
 - ・ P304+P340 : 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。※)
 - ・ P305+P351+P338 : 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - ・ P308+P313 : ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診断／手当てを受けること。
 - ・ P312 : 気分が悪いときは、医師に連絡すること。※)
 - ・ P314 : 気分が悪いときは、医師の診断／手当てを受けること。
 - ・ P337+P313 : 眼の刺激が続く場合：医師の診断／手当を受けること。
 - ・ P370+P378 : 火災の場合：消火するために適切な消火剤を使用すること。
- 保管 :
- ・ P403+P233 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。※)
 - ・ P403+P235 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
 - ・ P405 : 施錠して保管すること。
- 廃棄 :
- ・ P501 : 内容物／容器は、国際、国、都道府県、又は市町村の規則に従って廃棄すること

※エタノール濃度が 20%以上の場合

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般 : 情報なし

成分 :

No.	成分名	CAS 番号	化学式	含有率
1	エタノール	64-17-5	C ₂ H ₅ OH	5-100% ^{※)}
2	水	7732-18-5	H ₂ O	0-95% ^{※)}

※仕様により異なります

No.	化審法 官報公示整理番号	安衛法 官報公示整理番号	安衛法 通知物質	化管法 (PRTR 法)
1	(2)-202	公表化学物質	61	—
2	既存化学物質	既存化学物質	該当しない	—

4. 応急措置

- 吸入した場合 :
- ・ P304+P340 : 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 - ・ P312 : 気分が悪いときは医師に連絡すること。
- 皮膚に付着した場合 :
- ・ P303+P361+P353 : 皮膚 (又は髪) に付着した場合 : 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水 / シャワーで洗うこと。
- 眼に入った場合 :
- ・ P305+P351+P338 : 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 - ・ P337+P313 : 眼の刺激が続く場合 : 医師の診断 / 手当を受けること。
- 飲み込んだ場合 :
- ・ P330+P331 : 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
 - ・ P310 : 直ちに医師に連絡すること

5. 火災時の措置

- 消火剤 :
- ・ 噴霧水 / 泡 / 粉末 / 炭酸ガス / 乾燥砂を使用する
- 使ってはならない消火剤 :
- ・ 棒状水

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 :
- ・ 作業の際には適切な保護具 (「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照) を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避けること。
- 環境に対する注意事項 :
- ・ 流出した製品が河川等に排出され、環境への影響を起こさないように注意すること。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 :
- ・ 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて、密閉容器に回収し、産業廃棄物として適切に処理すること。大量の流出には盛土で囲って流出を防止すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策（局所排気、全体換気等）：

- ・密閉式の設備、局所排気装置、または全体換気設備のある場所で取り扱うこと。作業場の換気を十分行う。発散した蒸気(粉塵)を吸い込まないようにする。

安全取扱い注意事項：

- ・周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。吸入又は飲み込まないこと。粉じんを吸入しないこと。取扱い後はよく手を洗うこと。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。

接触回避：

- ・情報なし

保管

安全な保管：

- ・容器は遮光し、換気のよいなるべく涼しい場所に密閉して保管する。

安全な容器包装材料：

- ・ガラス

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度：

ACGIH

1000ppm

[STEL]

※STEL (Short Term Exposure Limit：短時間ばく露許容濃度)

労働者が作業中の任意の時間にこの値を超えてばく露してはならない 15 分間の時間加重平均値。

STEL が設定されている場合のばく露は、15 分を超えて続いてはならず、また 1 日 4 回以内でそれぞれの間に 60 分以上の間隔がなければならない。

設備対策

安全な保管：

- ・作業者が直接触れたり、ばく露したりしないようにすること。
- ・気中濃度を推奨されたばく露濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を実施すること。

保護具

呼吸用保護具：

- ・適切な呼吸器保護具を着用すること（有機ガス用防毒マスク等）。

手の保護具：

- ・保護手袋を着用すること（不浸透性保護手袋）。

眼の保護具：

- ・眼の保護具を着用すること（側板付保護眼鏡，ゴーグル等）。

皮膚及び身体の保護具：

- ・保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観（物理的状態、形状、色など）

物理的状態

：液体

色	: 無色透明
臭い	: 特有臭
pH	: 情報なし
融点・凝固点	: -130 °C [3]
沸点、初留点及び沸騰範囲	: 78 °C [3]
引火点	: 13 °C [3]
燃焼又は爆発範囲の下限	: 3.3vol% [3]
燃焼又は爆発範囲の上限	: 19.0vol% [3]
蒸気圧	: 5.33kPa [3]
比重（相対密度）	: 0.79（20℃） [3]
溶解度	
水に対する溶解度	: 易溶
溶媒に対する溶解度	: ジエチルエーテルに易溶
n-オクタノール／水分配係数	: -0.32 [3]
自然発火温度	: 363 °C [3]
分解温度	: 情報なし

10. 安定性及び反応性

反応性:	・ 情報なし
化学的安定性:	・ 光により変質するおそれがある。
危険有害反応可能性:	・ 情報なし
避けるべき条件:	・ 熱、炎、火花、高温と直射日光、静電気、スパークとの接触は避ける。
混触危険物質:	・ 強酸化剤との混触は避ける
危険有害な分解生成物:	・ 一酸化炭素、二酸化炭素

11. 有害性情報

急性毒性:			
エタノール			
LD50（経口）	ラット	6200 mg/kg	[3]
LD50（経皮）	ウサギ	20000 mg/kg	[3]
LC50（吸入）	ラット	63000ppmV(4h)	[3]
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性:			
エタノール	区分 2B		
発がん性:			
エタノール	区分 1A		
生殖毒性:			

エタノール	区分 1A
特定標的臓器毒性 単回ばく露：	
エタノール	区分 3（麻酔作用）
	区分 3（気道刺激性）
特定標的臓器毒性 反復ばく露：	
エタノール	区分 2（中枢神経系）

12. 環境影響情報

生態毒性：

エタノール

EC50(96H)	藻類（又は他の水生生物） （Chlorella alga）	1000 mg/L	[3]
LC50(96H)	魚類（Oncorhynchus mykiss）	11200 ppm	[3]
EC50(48H)	甲殻類(Daphnia magna)	5463 mg/L	[3]

残留性・分解性：	・ 分解度：89 % by BOD（経産省既存化学物質安全性点検） [3]
生体蓄積性：	・ 情報なし
土壤中の移動性：	・ 情報なし
オゾン層への有害性：	・ 情報なし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物：	・ 都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）をして処理をする。
汚染容器及び包装：	・ 許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する
	・ 空容器を廃棄する場合、内容物を完全に除去した後に処分する。

14. 輸送上の注意

国際規制：

海上輸送：

国連番号：	・ UN1170
品名（英語名）：	・ ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)
国連分類：	・ 3
容器等級：	・ II

航空輸送：

国連番号：	・ UN1170
品名（英語名）：	・ ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)
国連分類：	・ 3

容器等級：	・ II
国内規制：	・ 「15. 適用法令」を遵守すること。 - 海上輸送時は、船舶安全法、海洋汚染防止法に定めるところに従うこと。 - 航空輸送時は、航空法の定めるところに従うこと。 - 消防法に定められた運送方法に従うこと。
海上規制情報：	・ 船舶安全法の規則に従う。
航空規制情報：	・ 航空法の規則に従う。
陸上規制情報：	・ 消防法の規則に従う。

15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法：

- ・ 非該当

労働安全衛生法：

- ・ 表示義務対象物質（法 56, 57 条）
- ・ 文書交付義務対象物質（法 57 条の 2）
- ・ 危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号）

毒物及び劇物取締法：

- ・ 非該当

消防法：

- ・ 危険物第四類アルコール類危険等級 II 水溶性

危険物船舶運送及び貯蔵規則：

- ・ 引火性液体類（危規則第 3 条危険物告示別表第 1）

航空法：

- ・ 引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）

16. その他の情報

引用文献／参考資料

- [1] GHS 混合物分類判定システム Ver.6.0（経済産業省）
- [2] 職場のあんぜんサイト（厚生労働省）
- [3] 各種上流メーカーの SDS

記載内容の問い合わせ先

会社名	： 京都電子工業株式会社
住所	： 京都市南区吉祥院新田二の段町 68
担当部門	： 品質保証部
電話番号	： 075-691-4121
FAX 番号	： 075-691-4127

緊急連絡電話番号 : 075-691-4125

その他

- ・記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが記載のデータや評価については情報の完全さ・正確さを保証するものではありません。また、記載事項は通常の実施を前提としております。特別な取扱いをする場合は新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、取扱いをお願いします。